

2024年4月号 No.142

オフィス・ソメヤ通信

発行: 社会保険労務士オフィス・ソメヤ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7

第3瑞穂ビル 209号室

TEL 03-6276-5651 e-mail info@office-someya.jp

「令和6年度の雇用保険の保険料率」が前年度と同率(据え置き)となりました

令和6年度の雇用保険の保険料率が決定され、令和5年度と同率で据え置きとなりました。

◆令和6年度の雇用保険の保険料率

内 訳 事業の種類	雇用保険率 ①+②	失業等給付・ 育児休業給付の料率		二事業の料率
		①被保険者負担分	②事業主負担分	
一般の事業	15.5/1,000 (15.5/1,000)	6/1,000 (6/1,000)	6/1,000 (6/1,000)	3.5/1,000 (3.5/1,000)
			計 9.5/1,000 (9.5/1,000)	
農林水産業※・ 清酒の製造の事業	17.5/1,000 (17.5/1,000)	7/1,000 (7/1,000)	7/1,000 (7/1,000)	3.5/1,000 (3.5/1,000)
			計 10.5/1,000 (10.5/1,000)	
建設の事業	18.5/1,000 (18.5/1,000)	7/1,000 (7/1,000)	7/1,000 (7/1,000)	4.5/1,000 (4.5/1,000)
			計 11.5/1,000 (11.5/1,000)	

()は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

★雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しており、助成金の主な財源になっています。
助成金についても、令和6年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると考えられます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

【厚生労働省】<https://www.mhlw.go.jp/content/001211914.pdf>

「令和6年度の現物給与の価格」が決定 しました

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年(令和6年)4月1日からとなります。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。



◆現物給与の価額(令和6年度)／食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の一部

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	23,100	770	190	270	310
2 青森	22,200	740	190	260	290
3 岩手	22,200	740	190	260	290
4 宮城	22,200	740	190	260	290
5 秋田	22,500	750	190	260	300
6 山形	23,400	780	200	270	310
7 福島	22,500	750	190	260	300
8 茨城	22,200	740	190	260	290
9 栃木	22,500	750	190	260	300
10 群馬	21,900	730	180	260	290
11 埼玉	22,500	750	190	260	300
12 千葉	22,800	760	190	270	300
13 東京	23,400	780	200	270	310
14 神奈川	23,100	770	190	270	310
15 新潟	22,800	760	190	270	300
16 富山	23,100	770	190	270	310
17 石川	23,400	780	200	270	310

※赤字が改正箇所となります。

★本年4月から、一部の府県を除き、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無(改正がある場合はその金額)を必ずチェックしておく必要があります。お声かけくだされば、令和6年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。

【厚生労働省】<https://kanpou.npb.go.jp/20240301/20240301g00046/20240301g000460071f.html>

医療保険の保険料に子ども・子育て分を上乗せへ 改正法案を国会に提出

令和6年2月中旬、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。この改正法案は、異次元の少子化対策として話題になった「加速化プラン」の施策を着実に実行するためのものです。

ここでは、企業実務に着目して、影響が大きい改正事項を紹介します。

◆「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」から抜粋

＜共働き・共育での推進＞

- ☑ 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する（雇用保険法等の改正：令和7年4月1日施行予定）。

＜子ども・子育て支援金制度の創設＞

- ☑ 国は、児童手当の拡充、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設などに必要な費用に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める（子ども・子育て支援法の改正：令和6年10月1日施行予定）。
- ☑ 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用（「子ども・子育て支援金」）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法等を定める（医療保険各法等の改正：令和8年4月1日施行予定）。

☆ 異次元の少子化対策の財源をどうするのか？ 注目を集めていましたが、結局は、医療保険の保険料に上乗せすることにより、労働者・事業主などに負担させる模様です（上記の最後の☑参照）。

政府は、その負担の増加分（1人当たり月1,250円〔労使計〕程度という話が出ています）を帳消しにするような賃上げを実現して、理解を得ようとしています。

詳細はまだ分かりませんが、令和8年4月から、医療保険の保険料に上乗せがなされる予定であることは、頭に入れておきましょう。

【参考】 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e81845c0-3359-433b-b848-edcd539066f5/cbc95edd/20240216_laws_houan_e81845c0_01_01.pdf

編 集 後 記

いよいよ新年度の始まり。気を引き締めていかねばと思いつつも、あっという間にGWに入り、そして気がつけば繁忙期になってしまい、あれよあれよと年末になっていたということがここ数年続いています。今年度は、着実に一歩ずつ前に進んでいけるよう努力してまいります。引き続きよろしく願いいたします。